

# 目次

## 第一章 総則

第一条（この法律の目的）	一八
第二条（管掌）	一八
・日本年金機構法	
第二条の二（年金額の改定）	三三
第二条の三（財政の均衡）	三四
第二条の四（財政の現況及び見通しの作成）	三四
第二条の五（実施機関）	三四
第三条（用語の定義）	四一
第四条・第五条 削除	

## 第二章 被保険者

第一節 資格	
第六条（適用事業所）	六五
第七条（任意適用事業所）	七六
第八条（任意適用事業所の取消）	七六
第八条の二（適用事業所の一括扱い）	七八

第八条の三（船舶の一括扱い）	八二
第九条（被保険者）	八二
第十条（任意単独被保険者）	八五
第十一条（任意単独被保険者の資格喪失）	八六
第十二条（適用除外）	八七
第十三条（資格取得の時期）	一一一
第十四条（資格喪失の時期）	一一八
第十五条（被保険者の種別の変更に係る資格の得喪）	一二一
第十六条・第十七条 削除	
第十八条（資格の得喪の確認）	一二二
第十八条の二（異なる被保険者の種別に係る資格の得喪）	一二三

### 第二節 被保険者期間

第十九条（被保険者期間）	一二八
第三節 標準報酬月額及び標準賞与額	
第二十条（標準報酬月額）	一四六
・標準報酬の改正経過	

第二十一条（定時決定）	一四九
-------------	-----

第二十二条（被保険者の資格を取得した際の決定）	一五八
-------------------------	-----

第二十三条（改定）	一六〇
-----------	-----

第二十三条の二（育児休業等を終了した際の改定）	一七一
-------------------------	-----

第二十三条の三（産前産後休業を終了した際の改定）	一七五
--------------------------	-----

第二十四条（報酬月額の算定の特例）	一七八
-------------------	-----

第二十四条の二（船員たる被保険者の標準報酬月額）	一七九
--------------------------	-----

額）	一八一
----	-----

第二十四条の三（政令への委任）	一八一
-----------------	-----

第二十四条の四（標準賞与額の決定）	一八一
-------------------	-----

第二十五条（現物給与の価額）	一八六
----------------	-----

第二十六条（三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例）	一八七
-------------------------------------	-----

### 第四節 届出、記録等

第二十七条（届出）	一九四
-----------	-----

第二十八条（記録）	二〇二
-----------	-----

・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払	
--------------------------	--

の遅延に係る加算金の支給に関する法律等

第二十八条の二（訂正の請求）	二二六
第二十八条の三（訂正に関する方針）	二二八
第二十八条の四（訂正請求に対する措置）	二三一
第二十九条（通知）	二三二
第三十条（同右）	二三三
第三十一条（確認の請求）	二三三
第三十一条の二（被保険者に対する情報の提供）	二三四
第三十一条の三（適用除外）	二三五
高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者等の資格	二三七

## 第三章 保険給付

### 第一節 通則

第三十二条（保険給付の種類）	二六三
第三十三条（裁定）	二六四
第三十四条（調整期間）	二六七
第三十五条（端数処理）	二六八
第三十六条（年金の支給期間及び支払期月）	二六九
第三十六条の二（二期支払の年金の加算）	二六九
第三十七条（未支給の保険給付）	二六九

3 法第二十六条第一項の申出をした者は、同条第一項第四号に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三 法第二十六条第一項の申出に係る子の氏名及び生年月日
- 四 法第二十六条第一項第四号に該当するに至つた年月日

4 第一項の申出及び前項の届出は、被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。

(子の養育以外の標準報酬月額の特例の開始事由)

**則第十条の三** 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める

事實は、次に掲げる事実とする。

- 一 三歳に満たない子を養育する者が新たに被保険者の資格を取得したこと。
- 二 法第八十一条の二の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと(当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第八十一条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く)。
- 三 法第八十一条の二の規定の適用を受ける産前産後

休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したと(当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第八十一条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く)。

四 当該子以外の子に係る法第二十六条第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したと。

(標準報酬月額の特例の届出等)

**則第十九条の六** 事業主は、第十条の二の二第一項の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書及び当該申出書に添えられた書類を機構に提出しなければならない。

2 事業主は、第十条の二の二第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、届書を機構に提出しなければならない。

## 第四節 届出、記録等

### 要点

厚生年金保険の保険給付は、長期にわたる被保険者期間とその間の標準報酬月額および標準賞与額に応じて、支給の可否及び支給額が決定されるものですから、その基礎となる被保険者に関する記録は、長期間、正確に保管しておく必要があります。

このため、厚生年金保険においては、事業主は、被保険者の資格の取得及び喪失並びに標準報酬月額および標準賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならないものとされる(法二七)とともに、実施機関は、被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬月額、標準賞与及び基礎年金番号等を記録しなければならないこととされています(法二八)。

**基礎年金番号**〔法二八参照〕

平成九年一月より、公的年金各制度に共通して使用できる年金番号として基礎年金番号が導入されました。

基礎年金番号は、次のような目的で導入されたものです。

- (1) 公的年金各制度ごとの年金番号を共通化し、制度を移った場合でも変わらないものとする(一人一番号)
- (2) 他の制度での加入記録について情報交換を行うことよって、公的年金の全加入期間を通じて、同一の番号で記録の整理、年金に関する手続き、照会等ができるようにする

**給付遅延特別加算金の支給**〔法二八に収載〕

厚生年金保険事業等における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題において、年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合、適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平二二年法律第三七号)によって、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金の支給に關し必要な事項が定められています。

**厚生年金保険原簿の訂正の請求等**

令和二年法律第四〇号により、令和四年四月一日からは、六五歳以上の在職受給者に対して在職時改定の仕組みが導入されることとなります。現行では、資格喪失時（退職時、七〇歳到達時）から一か月が経過しないと年金額は改定されません。この在職時改定というのは、在職中であっても毎年一回年金額の改定が行われるしくみです。具体的には、毎年九月一日を基準日とし、在職受給権者がこの基準日において被保険者である場合、その老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であった期間をその計算の基礎として、基準日の属する月の翌月から年金の額が改定されます。（令2改正法四の規定による改正後の法四三二）

## 7 支給期間

老齢厚生年金は、六五歳に達した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月まで支給されます（法三六一・四五）。

照）

**法附第八條**（老齢厚生年金の特例）〔特別支給の老齢厚生年金

参照）

**法附第二十八條の二**（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例）〔法一九条参照〕

**法附第二十八條の三**（旧共済組合員期間を有する者に対する特例老齢年金の支給）

（受給権者）

**法第四十二條** 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたとき

- 一 六十五歳以上であること。
- 二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上であること。

【参照条文】 保険料納付済期間＝法三（用語の定義）

保険料免除期間＝法三（用語の定義）

**法附第六十三條**（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）〔補章二参

（老齢厚生年金の支給要件の特例）

**法附第十四條** 被保険者期間を有する者のうち、その

者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び国民年金法附則第九條第一項（被保険者期間に関する特例）に規定する合算対象期間（以下この条において「合算

対象期間」という。）を合算した期間が十年以上である者は、第四十二條（老齢厚生年金の受給権者）、附則

第七條の三第一項（老齢厚生年金の繰上げ）、第八條（老齢厚生年金の特例）、第十三條の四第一項（老齢厚生年金の繰上げの特例）、第二十八條の三第一項（旧共済組合期間を有する者に対する特例老齢年金の支給）及び第二十九條第一項（脱退一時金の支給）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十五條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四十二條第二号に該当するものとみなし、被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者は、第五十八條第一項（第四号に限る。）及び附則第二十八條の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

**2** 国民年金法附則第九條第二項の規定は、合算対象期間の計算について準用する。

傍線 法附平(6)二九による当分の間の読替え

（老齢厚生年金の支給要件の特例）

**法附第五十七條** 厚生年金保険の被保険者期間（附則第

四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）を有する者のうち、厚生年金保険法第四十二條第二号に該当しない者（同法附則第十四條第一項の規定により同法第四十二條第二号に該当するものとみなされる者を除く。）であつて附則第十二條第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当するものは、同法第四十二條並びに附則第七條の三第一項、第八條、第十三條の四第一項、第二十八條の三第一項及び第二十九條第一項並びに平成六年改正法附則第十五條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、厚生年金保険法第四十二條第二号に該当するものとみなし、厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち、保険料納付済期間（附則第八條第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。）と保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者（同法附則第十四條第一項の規定により保険料納付済期間と保険

被用者年金一元化法及び関係政省令等により独自給付の額や支払方法に変更が生ずることはないこと。

**（年金額）**

**法第四十三条**

老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

2 老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

3 被保険者である受給権者（附則第七条の三第三項〔繰上げ支給の老齢厚生年金〕の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては六十五歳に達しているものに限るものとし、附則第十三条の四第三項〔経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金〕の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては六十五歳に達しているものとし、基礎日の属する月からの再評価率の改定率を算出した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

金の受給権者にあつては附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢〔報酬比例相当の老齢厚生年金の特例支給開始年齢〕に達しているものに限る。）がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

傍線 法附一五の二による当分の間の読替え

令(2)改正法第四条の規定による改正後の法第四十三条（略）

2 受給権者（附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、六十五歳に達しているものに限る。）が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を

その計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 被保険者である受給権者（附則第七条の三第三項〔繰上げ支給の老齢厚生年金〕の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては六十五歳に達しているものに限るものとし、附則第十三条の四第三項〔経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金〕の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢〔報酬比例相当の老齢厚生年金の特例支給開始年齢〕に達しているものに限る。）がその被

保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

傍線 令(2)改正法四の規定による改正後の法附一五の二の規定による読替え

編注 令和四年四月一日より施行

**（再評価率の改定等）**

法第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、

一 当該年度の四月以降の保険給付について適用する。当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四

改定政令一条による一・〇〇一の令和二年度の改定率を乗じて得た額を一〇〇円で四捨五入した額（七八一、七〇〇円）に四分の三を乗じて得た額を一〇〇円で四捨五入した額（五八六、三〇〇円）を加算する。

2 前項の加算を開始すべき事由又は同項の加算を廃止すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

**法附(60)第六十一条 I**（中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例）〔法四三参照〕

（遺族厚生年金の加算の特例）

**法附(60)第七十三条** 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額を、当該額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額として同項の規定を適用

した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額〔令和二年度は五八六、三〇〇円〕

二 国民年金法第二十七条（老齢基礎年金の額）本文に規定する老齢基礎年金の額〔令和二年度は七八一、七〇〇円〕にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額

2 前項の場合においては、厚生年金保険法第六十五条の規定を準用する。

3 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者が六十五歳に達した場合における第一項の規定による年金の額の改定は、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月から行う。

**法附(60)別表第九**

昭和二年四月一日以前に生まれた者	〇
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二

昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年	

四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二